

インド製造業における環境負荷 カラーカテゴリーと進出時対応

2026年3月

日本貿易振興機構(ジェトロ)

ニューデリー事務所

海外ビジネスサポートセンター 貿易投資相談課

報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）ニューデリー事務所が現地法律事務所 **AsiaWise Professional** に作成委託し、2026年3月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本報告書はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本報告書にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび **AsiaWise Professionals** は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび **AsiaWise Professionals** が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）
ジェトロ・ニューデリー事務所
E-mail : IND-info@jetro.go.jp

海外ビジネスサポートセンター/貿易投資相談課
E-mail : SCB@jetro.go.jp

JETRO

インド製造業における環境負荷カラーカテゴリーと進出時対応

目次

1. インドの環境法制
2. 産業のカテゴリー分類
3. インドにおける新規製造拠点設立のための手続
4. 2025年分類ークリーン技術導入に対するインセンティブ
5. カテゴリー（レッド／オレンジ／グリーン／ホワイト）の判断方法
6. ケーススタディ

別紙 1. レッド及びオレンジカテゴリー産業が立地可能な主要州の工業団地一覧

別紙 2. 環境コンサルティングリスト

1. インドの環境法制

インドにおける環境法制は、以下の法律を中心に構成されている。

- ・ Environmental (Protection) Act, 1986、以下「1986年環境保護法」¹
- ・ Water (Prevention and Control of Pollution) Act, 1974、以下「1974年水質汚濁防止法」²
- ・ Air (Prevention & Control of Pollution) Act, 1981、以下「1981年大気汚染防止法」³

これらの法律に加え、環境・森林・気候変動省（Ministry of Environment, Forest and Climate Change、以下「MoEFCC」）、中央公害管理委員会（Central Pollution Control Board、以下「CPCB」）、各州公害管理委員会（State Pollution Control Board、以下「SPCB」）その他の関係当局が、随時発出する規則、規制、通達、告示等によって補完されている。

¹ <https://cpcb.nic.in/displaypdf.php?id=aG9tZS9lcGEvZXByb3RIY3RfYWNOXzE5ODYucGRm>

² <https://cpcb.nic.in/upload/home/water-pollution/WaterAct-1974.pdf>

³ <https://cpcb.nic.in/displaypdf.php?id=aG9tZS9haXItcG9sbHV0aW9uL05vLTE0LTE5ODEucGRm>

CPCB は、1974 年水質汚濁防止法に基づき 1974 年 9 月に設立された（同法第 3 条）。また、各州はそれぞれの州において SPCB を設立する権限を付与されている（同法第 4 条）。その後、CPCB 及び SPCB には、1981 年大気汚染防止法に基づく権限及び機能も付与された（同法第 3 条及び第 4 条）。CPCB は国家レベルにおける最高機関として、統一的な環境基準の設定及び政策全体に関する指針の提供を担っている。具体的には、連邦政府に対する助言、水質及び大気の全国基準の策定がその職務である（1974 年水質汚濁防止法第 16 条、1981 年大気汚染防止法第 16 条）。一方、SPCB は、各州政府により設立され、当該州内における規制及び執行を担い、工場の設立同意(Consent to Establish、以下「CTE」)及び操業同意(Consent to Operate、以下「CTO」)の付与、排水・排ガス基準の策定及び遵守状況の監視が含まれる。（1975 年水質汚濁防止法第 17 条、1981 年大気汚染防止法第 17 条）。

この法制度の構造上、CPCB は国家レベルの基準設定機関、SPCB は当該基準を州レベルで実施・執行する主体として位置付けられている。

2. 産業のカテゴリー分類

(ア) 初期のカテゴリー分類

1989 年、MoEFCC はウッタラカンド州ドゥーン・バレーにおける活動を制限する告示を発出した（1986 年環境保護法第 3 条 2 項 5 号）⁴。同告示において、MoEFCC は、産業をグリーン、オレンジ、レッドの各カテゴリーに分類し、環境影響を審査した上で許可される活動を除き、当該地域での産業活動を制限した。その後、この産業分類の考え方は、立地規制にとどまらず、同意管理や環境監視・検査基準の策定にも全国的に拡張された。しかし、SPCB ごとに運用が異なったため、全国的な統一が求められるようになった。

CPCB は、水質汚濁防止法及び大気汚染防止法に基づき、SPCB の活動を調整し、技術的支援及び指針を提供する権限を有している（1974 年水質汚濁防止法第 16 条、第 18 条及び

4

https://environmentclearance.nic.in/writereaddata/Online/TOR/02_Jan_2017_204225950A0Q2YTXNAnnexure-OrderPolicy.pdf

1981年大気汚染防止法第16条、第18条)。この権限に基づき、CPCBは2012年6月、産業をレッド、オレンジ、グリーンに分類する統一基準をSPCBに指示し(以下「2012年6月指示」)⁵、レッド85業種、オレンジ73業種、グリーン86業種が指定された。

しかし、この分類は主に産業規模、資源消費量、排出量に基づいており、健康影響は主要基準として考慮されていなかったため、2015年、CPCB及びSPCBのメンバーから成る作業部会が設置され、汚染ポテンシャルに基づく新たな分類基準の策定が進められた。

(イ) 汚染指数 (Pollution Index) に基づく分類

作業部会は、排出物、排水、有害廃棄物、資源消費量を考慮した「汚染指数 (Pollution Index)」(以下「汚染指数」)に基づく分類方法を採用した。汚染指数は0から100までの数値で、数値が高いほど汚染負荷が高いことを示す。この分類に基づき、CPCBは2016年3月、各SPCBに対し、汚染指数スコアに基づく分類を指示した(以下「2016年分類」)。

汚染指数スコア	カテゴリー	分類される産業の数
60以上	レッド	60
41-59	オレンジ	83
21-40	グリーン	63
20以下	ホワイト	36

(ウ) 2025年分類

その後、クリーン燃料の使用や技術改善により汚染負荷が低減したことを踏まえ、分類の見直しが行われ、CPCBは2023年7月に改訂案を公表し、意見募集を経て、2025年2月改

⁵ <https://cpcb.nic.in/displaypdf.php?id=ZGlyZWN0aW9uL0NvbW1vbnRvYWxsU1BDQnMmUENDcy5wZGY=>

訂版分類（以下「2025年分類」）を発出した⁶。各 SPCB では CPCB が発行した分類を微修正して、州独自の分類を設定することも可能である。

2025年分類では、汚染評価項目は、①水質汚染スコア(排水中の酸素要求量、その他の汚染物質の含有状況及び排水量を考慮して、水質汚染の潜在的影響を評価)、②大気汚染スコア(工程由来の排出(ポイントソース)、作業区域における排出(飛散排出及び臭気)並びに使用される燃料の種類及び使用量を考慮して、大気汚染の潜在的影響を評価)及び③廃棄物汚染スコア(発生する廃棄物の種類及び量(有害性、毒性、感染性または大量性を有するものを含む)を考慮する)とされ、各項目は100点満点で評価され、累積汚染指数に基づき分類される。

CPCB による各産業のカラーカテゴリーについては、[2025年2月改訂版分類](#)を参照のこと。

(エ) ブルーカテゴリーの新設

2025年の改定で、家庭・都市廃棄物管理に不可欠な環境サービスについて「ブルーカテゴリー」が新設された。家庭および産業活動から発生する汚染を制御、軽減、緩和するために不可欠な、下水処理場、一般的な生物医学廃棄物処理施設、建設および解体廃棄物処理施設のような、必須環境サービス(Essential Environmental Services: EES)のうち、主に家庭や公共活動から発生する感染性廃棄物や有害廃棄物を直接扱ったり発生させたりしないものを、家庭廃棄物処理施設としブルーカテゴリーに分類する。従来、大規模な廃棄物処理施設は、その処理容量の大きさから「レッド」や「オレンジ」といった高汚染リスク群に分類され、厳しい規制の対象となってきたが、この改定で「ブルー」カテゴリーが新設されたことにより、汚染を浄化する施設として、認可手続きの簡素化や有効期間の延長といった、運用の円滑化が図られている。

6

<https://cpcb.nic.in/openpdf.php?id=TGF0ZXN0RmlsZS9fMTczNzYxMzk2OV9tZWVpYXBob3RvMTEzODMucGRm>

2025年分類に基づく汚染指数スコアによる分類

汚染指数スコア	カテゴリー
80以上	レッド
55-80	オレンジ
25-55	グリーン
25以下	ホワイト

また、2025年分類は、事業活動の内容に基づき、産業を以下の4つのセクターに区分している。

セクター	概要
工業	財・製品等の製造
必須環境サービス	家庭及び産業活動から発生する汚染を制御・削減・緩和するために不可欠な施設。例) 下水処理施設、共同医療廃棄物処理施設、建設・解体廃棄物処理施設等。必須環境サービスセクターはさらに「産業廃棄物向け ESS」及び「家庭廃棄物向け ESS (感染性または有害廃棄物を取り扱わないブルーカテゴリーセクター)」に細分類される。
サービス/インフラ開発	インフラ事業、鉄道、空港、病院等のサービス関連
その他/特別カテゴリー	汚染指数のスコアリング手法では分類できないが、生態系への影響、健康及び環境リスク等を考慮して分類が必要な事業。例) 砂採取、水力発電所等が含まれる。

(オ) 分類の活用

SPCB はカテゴリー毎に上限期間を設けて CTO を付与することができる。また、SPCB は、カテゴリー区分に基づき環境監視を目的に、立入検査を実施することができる。CTO の上限期間と立入検査の最低頻度は以下のとおりとされている。

カテゴリー	CTO の上限期間	立入検査の最低頻度
レッド	5 年	6 カ月に 1 回
オレンジ	10 年	1 年に 1 回
グリーン	15 年	2 年に 1 回

カテゴリー分類は、企業が用地を選定する際、特定地域への進出が可能かどうかを判別するための重要な指標となる。工業用地側ではカテゴリー別クラスター計画を立案し、適切な環境管理インフラを整備するために活用することができる。

汚染指数は環境基準違反を行った産業に対する環境補償金の算定及び賦課の基礎としても使用され得る。

3. インドにおける新規製造拠点設立のための手続

インドにおいて新規の製造拠点を設立する場合、通常、1986 年環境保護法、1974 年水質汚濁防止法、1981 年大気汚染防止法ならびに州レベルの立地基準に基づき段階的な規制手続を遵守する必要がある。

(ア) 土地用途区分及び立地承認

製造拠点は、州の工業開発規制及びマスタープランに基づき工業用途として指定された土地に立地しなければならない。また、多くの州では、産業カテゴリーごとに立地ガイドラインを定めており、最低距離要件や、特定産業が操業可能または環境保護措置を条件として操業可能な地域を規定している。(1986 年環境保護法第 3 条 2 項 5)。

実務上は、工業用地が「工業地域」として指定されている場合であっても、当該地域の環境規制により環境負荷の高いカラーカテゴリーの産業について入居が認められていなかったり、特定の産業の操業が禁止されていたりする可能性がある。そのため、企業がインドで工場用地を検討する際には、土地用途の確認に加えて、当該地域の公害防止当局が定める禁止産業リスト (prohibited industries list) を事前に確認することが重要である。以下にデリー首都圏における例を示す。

【デリー首都圏における禁止産業⁷】

インドのデリー首都圏（National Capital Region of Delhi）では、大気汚染及び環境負荷の抑制を目的として、一定の産業について操業が認められていない。これらの産業は、デリー政府及びデリー公害防止委員会（Delhi Pollution Control Committee: DPCC）の方針に基づき、デリー首都圏内での新規設置または操業が禁止されている。カラーカテゴリーの分類では工業用地入居の基準を満たしていても、禁止産業に該当する場合は操業が許可されない。

具体的には、以下のような産業が禁止対象として示されている。

第一に、高い環境負荷を伴う化学関連産業が挙げられる。これには、酸及びアルカリの製造、アルデヒド類の製造、酸スラリー、各種有機溶剤、染料及び染料中間体、可塑剤、フェノールホルムアルデヒド樹脂、メラミン樹脂、ピリジン、メタノールなどの化学物質を製造する産業が含まれる。また、農薬や殺菌剤などの化学製品の製造も禁止されている。

第二に、重工業及び金属関連産業も禁止対象となっている。具体的には、アーク炉や誘導炉、石炭燃焼型高炉、金属鍛造工場、製錬業、鋼管及び鋼材製造、鉛製造（スクラップからの回収を含む）などが含まれる。これらの産業は、大気汚染物質の排出量が多く、都市部での操業が環境上大きな負担となるためである。

第三に、エネルギー・燃料及び鉱物関連産業も対象となる。例えば、石油コークスの加工、燃料油や潤滑油の製造、石灰窯、採石業、機械式石材破碎などが挙げられる。また、炭素ブラック製造、黒鉛製造、ガラス炉（一定能力以上）なども禁止産業に含まれている。

第四に、大型製造設備を伴う産業も制限されている。例えば、航空機製造、自動車及び二輪車製造、機関車及び貨車製造、重機械製造、ディーゼルエンジン及び発電機製造などの統合型製造工場がこれに該当する。

さらに、環境汚染リスクの高い処理・加工産業も禁止対象である。これには、皮革なめし、骨加工、接着剤・ゼラチン製造、有害廃棄物処理、爆発物製造、ゴム再生、タイヤ及びチューブ製造などが含まれる。

⁷ <https://www.dpcc.delhigovt.nic.in/prohibitedindustries#gsc.tab=0>

加えて、石炭や炉油を燃料とする陶磁器・耐火物製造、レンガ窯、ビチューメン吹込み設備、ホットミックスプラントなどの設備についても、環境負荷の観点から原則として禁止されている。

このように、デリー首都圏では都市環境保全の観点から、多数の重工業及び化学工業について操業が認められていない。そのため、これらの産業に該当する事業を計画する企業は、デリー首都圏ではなく、他州の工業団地や産業クラスターを検討する必要がある。

環境影響評価（EIA）告示 2006 年（2006 年 9 月 14 日付 S.O.1533(E)）⁸の別表に掲げられた事業及び活動、既存事業の拡張または近代化により、別表に定める閾値を超える場合、既存製造ユニットにおける製品構成の変更が、定められた範囲を超える場合は、建設作業または土地整備に着手する前に、環境クリアランス（Environmental Clearance、以下「EC」）を取得する必要がある（同告示第 2 条）。

事業及び活動は、その環境、社会、健康に及ぼす潜在的影響及び影響範囲に基づき、大規模な影響を及ぼすと考えられるカテゴリー A または中・小規模の影響を及ぼすと考えられるカテゴリー B に区分される（環境影響評価告示 2006 年第 4 条）。カテゴリー A 事業は、専門家評価委員会（Expert Appraisal Committee、以下「EAC」）の勧告に基づき、MoEFCC から事前に EC を取得する必要がある。カテゴリー B 事業は、州専門家評価委員会（State Expert Appraisal Committee、以下「SEAC」）の勧告に基づき、州環境影響評価機関（State Environment Impact Assessment Authority、以下「SEIAA」）から事前の EC を取得する必要がある（同告示第 2 条、第 4 条(ii)(iii)）。SEIAA または SEAC が適切に設置されていない場合、カテゴリー B 事業はカテゴリー A 事業として取り扱われる（同告示第 4 条(iii)）。レッドカテゴリー産業は、その業種区分及び事業規模が別表に定める閾値に該当する場合、EC 取得義務の対象となることが多い。

主に以下の 5 つの側面から、プロジェクトの「負の影響」と「対策の妥当性」を評価する。

(1) 物理的環境（大気・水・土壌）

①大気: 排ガスによる汚染（PM2.5、SO_x、NO_x など）の予測。②水: 地下水や河川水の利用量、および排水（廃液）の処理方法と放流先への影響。③土壌: 廃棄物による土壌汚染のリスク。

⁸ https://environmentclearance.nic.in/writereaddata/EIA_notifications/2006_09_14_EIA.pdf

(2) 生態系（生物多様性）

周辺の森林、湿地、野生生物への影響。特に絶滅危惧種や保護区に近い場合は厳格に評価される。

(3) 社会・経済的影響

①強制移住: 住民の立ち退きが必要な場合の補償や再定住計画。②雇用・インフラ: 地域社会への経済的メリットと、交通量の増加などの負荷。

(4) 健康と安全

①騒音、悪臭、有害物質による周辺住民への健康被害。②爆発や火災などの事故リスク（リスクアセスメント）。

(5) 環境管理計画（EMP: Environmental Management Plan）

「影響が出るのはわかったが、どうやってそれを最小化（緩和）するのか」という具体的な実行計画。

環境影響評価告示 2006 年は、1986 年環境（保護）法 1986 年第 3 条 1 項、第 2 項 5 号、ならびに第 5 条 3 項(d)に基づき発出されている。

(ウ) CTE と CTO

排水または産業排水を排出する可能性のある工場、または大気汚染規制区域内に所在する工場については、事前に関係 SPCB から CTE を取得しなければならない。(1974 年水質汚濁防止法第 25 条及び 1981 年大気汚染防止法第 21 条)。CTE 申請には、通常、事業内容及び工程の詳細、配置図・レイアウト図、設置予定の汚染防止設備、用水使用量、廃棄物発生量、想定される環境影響の低減措置、汚染防止設備の設置及び試運転などの情報が必要とされる。事業者は、CTE 取得後 SPCB が同意書において課した条件に従い、排水処理施設（Effluent Treatment Plant、以下「ETP」）、大気汚染防止装置（Air Pollution Control Devices、以下「APCDs」）、有害廃棄物保管施設、モニタリング機器などを設置しなければならない。これらの条件は、CPCB が策定した基準、マニュアル及び技術ガイドラインに基づいて定められる。(1974 年水質汚濁防止法第 16 条、1981 年大気汚染防止法第 16 条)。建設及び汚染防止設備の設置完了後、操業開始前に CTO を取得しなければならない。CTO

は、CTE 同意条件及び法定排水・排出基準への適合が確認された後、SPCB により発給される。(1974 年水質汚濁防止法第 25 条及び 1981 年大気汚染防止法第 21 条)。

2026 年 1 月、政府は大気法及び水質法に基づき通知された統一認可ガイドライン

(Uniform Consent Guidelines) を改正し⁹、全ての州及び連邦直轄領における産業向け同意制度の一層の合理化を図った。当該ガイドラインは、国内における認可管理の一貫性、透明性及び説明責任を確保するものである。

改正後のガイドラインにおいては、CTO は、一度付与されると、取り消されない限り有効に存続する。環境コンプライアンスは、定期的な検査を通じて引き続き確保され、違反が認められた場合には、CTO は取り消され得る。これにより、反復的な更新手続の必要が排除され、書類作業及び産業におけるコンプライアンス負担が軽減されるとともに、操業の継続性が確保される。

さらに、レッドカテゴリー産業に対する同意付与の処理期間は、従来の 120 日から 90 日に短縮された。CPCB、SPCB、あるいは工業開発公社等により「工業団地」として官報で公示された区域内に所在するマイクロ企業¹⁰及び小規模企業¹¹については、特則が導入された。当該マイクロ企業¹²及び小規模企業については、当該土地が既に環境面から評価されていることを前提として、自己認証による申請書の提出をもって、CTE が付与されたものとみなされる。

また、改正ガイドラインは、画一的な最低距離基準による立地要件を廃止し、地点特有の環境評価に置き換えている。これにより、管轄当局は、水域、居住地、記念物及び生態学的に脆弱な地域への近接性等の地域の事実関係及び状況に基づき、適切な保護措置を定めることが可能となる

⁹ <https://www.pib.gov.in/PressReleasePage.aspx?PRID=2219415®=3&lang=1>

¹⁰ 設備投資額 1 億ルピー以下かつ年間売上高 5 億ルピー以下(The Micro, Small and Medium Enterprises Development Act, 2006)

¹¹ 設備投資額 10 億ルピー以下かつ年間売上高 50 億ルピー以下(The Micro, Small and Medium Enterprises Development Act, 2006)

¹² 設備投資額 1 億ルピー以下かつ年間売上高 5 億ルピー以下(The Micro, Small and Medium Enterprises Development Act, 2006)

(エ) 廃棄物管理関連規則に基づく個別許可

事業内容に応じて、事業所は CTE と CTO に加え、1986 年環境保護法に基づき、2016 年有害その他廃棄物管理及び越境移動規則 (Hazardous Other Wastes (Management and Transboundary Movement) Rules, 2016)、2022 年電子廃棄物管理規則 (E-Waste (Management) Rules, 2022)、2016 年プラスチック廃棄物管理規則 (Plastic Waste Management Rules, 2016)、2016 年バイオ医療廃棄物管理規則 (Bio-Medical Waste Management Rules, 2016) などの廃棄物管理規則に基づく個別の許可が必要となる場合がある。これらの許可は、規制対象となる廃棄物流が発生する場合、CTE と CTO とは別途必要となる。

(オ) 継続的モニタリング及び報告義務

事業所は、同意条件に従い、排出ガス及び排水の連続監視装置を設置し、リアルタイムで CPCB のサーバーにデータを送信することが求められる。これらの要件は、同意条件として SPCB が課すものであり、その技術基準は連邦政府の指示に依拠している。当該データは CPCB が収集し、SPCB は何らかの懲罰的措置を講じる必要が生じた場合に、該当のデータを閲覧することができる (1974 年水質汚濁防止法第 25 条、1981 年大気汚染防止法第 21 条及び 1986 年環境保護法第 5 条)。

。

3. 2025年分類 — クリーン技術導入に対するインセンティブ

操業プロセスにおける環境負荷低減に積極的に取り組む事業所を対象に、優遇措置（インセンティブ）を付与するための新たな評価手法が策定されており、以下のような取組を通じて達成されることが想定されている。

- (1) 発生する排水の100%処理及び再利用
- (2) クリーン燃料（パイプライン天然ガス、圧縮バイオガス、プロパン、ブタン、電力等）の全面的転換
- (3) 環境管理に関するCPCB/SPCBのセクター別の憲章に定められた目標の実施及び達成
- (4) 拡大生産者責任（Extended Producer Responsibility、以下「EPR」）義務の履行
- (5) 有害・毒性汚染物質の発生を排除するためのクリーン工程またはクリーン技術の採用

(ア) インセンティブ適用の前提条件

- (1) 生産または操業開始から少なくとも1年間が経過していること
- (2) 実証可能かつ検証可能な改善措置を講じていること
- (3) 信頼ある機関による監査報告書をSPCBに提出していること
- (4) 必要なすべての環境クリアランスを取得していること
- (5) 環境法令違反に関する罰金、制裁、未解決の法的義務が存在しないこと
- (6) 直近5年間の記録が検証対象となり得る。設立後5年未満の事業所については、生産開始以降の記録が検証される。

インセンティブの適用を希望する事業所は、SPCBにより設置された委員会に対し、自らの取組を説明し、証明しなければならない。また、環境管理措置の実施状況について、第三者監査報告書（信頼ある機関によるもの）を年次で提出することが求められる。

(イ) インセンティブ対象となり得る具体的取組

【排水管理 (Wastewater Management)】

排水回収システムを設置し、処理された排水を産業工程において 100%再利用していること。

- (1) 事業所には、適切に稼働する排水処理施設 (Effluent Treatment Plant : 以下「ETP」) が設置されていなければならない。また、事業所における新水使用量が、排水再利用の実施状況に応じて比例的に削減されていることが示されていなければならない。
- (2) 事業所敷地内において、排水の流出または滞留が存在してはならず、また、敷地外への排水放流があってはならない。さらに、バイパス排水が存在してはならない。
- (3) 電子式流量計及びパン・チルト・ズーム (PTZ) カメラが設置され、該当する場合には、SPCB 及び CPCB のサーバーに対してデータを継続的に送信できる接続性が確保されていなければならない。
- (4) 循環システムが明確に図示され、立入検査時に視認可能であること、並びに、必要な箇所に流量計が設置され、関連記録が保持されていなければならない。
- (5) 実際の生産量に基づく物質収支/水収支の確認が必要であり、新水使用量削減に関する主張は、流量計の測定値、水道料金請求書、ログブック等の記録と整合していなければならない。
- (6) 処理済み排水は、園芸または農業目的に使用してはならない。
- (7) 排水処理の過程で発生する汚泥は、関係する SPCB が発行した許可に従って適切に管理されなければならない。2016 年有害その他廃棄物管理及び越境移動規則に基づく様式 IV を、所定の期限内に提出しなければならない。

【大気汚染管理 (Air Pollution Management)】

パイプライン天然ガス (PNG)、圧縮天然ガス (CNG)、液化天然ガス (LNG)、液化石油ガス (LPG)、圧縮バイオガス、プロパン、ブタン等のクリーン燃料を 100%利用していること。

- (1) 石炭、ペットコークス、重油等のその他の燃料は、事業所敷地内に保管または使用してはならない。ただし、補助的な電源としての発電機用ディーゼル燃料の使用は認められ

る場合がある。この点に関しては、ガス燃料式発電機を使用する事業所が優先される場合がある。

- (2) 排気筒モニタリングのための十分な設備（測定孔、ジグザグ階段等）が設置されていなければならない、該当する場合には、その他の有効な区域ベースの保全措置（Other Effective Area-based Conservation Measures）を講じるための体制が整備されていなければならない。
- (3) 排出削減を目的として、より高効率な APCDs を導入していること。
- (4) 飛散排出を抑制するため、クリーン技術や先進的な汚染防止システム等を採用していること。
- (5) 汚染負荷の低減を目的として、代替となるよりクリーンな原材料を使用していること。
- (6) 従来型の燃料または電力に代わる手段として、再生可能エネルギーの利用を検討していること。

【廃棄物管理（Waste Management）】

当該事業所は、クリーン技術またはクリーン生産方式を採用することにより、汚染または有害廃棄物の発生量を削減していること。

- (1) クリーン技術の採用または原材料の変更等により、汚染または廃棄物の発生量が削減されていること。
- (2) 実際の生産量に基づく物質収支の確認が必要であり、有害廃棄物の発生量、利用状況及び処分状況が、発生量の正味の削減と整合していなければならない。

(ウ) 委員会による審査及び評価基準

委員会は、以下の観点に基づき、適格性を審査する。

- (1) 排水処理及び再利用による新水使用量削減措置
- (2) クリーン燃料の使用による排出削減
- (3) クリーン技術・クリーン生産による汚染及び有害廃棄物削減
- (4) EPR 義務に基づくリサイクル事業所としての要件充足

(エ) インセンティブの内容

カテゴリー	インセンティブ
レッド	CTOの有効期間を最大10年まで付与可能。 無作為環境監視検査は年1回程度。
オレンジ	CTOの有効期間を最大15年まで付与可能。 無作為環境監視検査は2年に1回程度。
グリーン	CTOの有効期間を最大20年まで付与可能。 無作為環境監視検査は4年に1回程度。
ブルー	CTOの有効期間をさらに3年間延長可能。 無作為環境監視検査は3か月に1回程度。

4. カテゴリー（レッド／オレンジ／グリーン／ホワイト）の判断方法

企業は、自社の製造工程（使用する原材料や部品を含む）の詳細に基づき、進出を検討している州のSPCBが公表するカテゴリーリストと照らし合わせることで、自ら該当カテゴリーを判断することが可能である。このリストは最新の「[2025年マスター分類](#)」に準拠している。

自社の判断に基づき直接申請を行うことは法的に認められているが、実務においては複雑な製造工程において、自社判断と当局の解釈に乖離が生じるリスクを回避し、カテゴリーを確定させることや、ホワイトカテゴリーの自己申告や、CTE/CTOの取得申請を遅滞なく進めることが可能になること、カテゴリーを早期に確定させることで、特定地域への設立可否を迅速に判別し、投資の意思決定を早めることなどから、環境コンサルタントの起用することが望ましい場合がある。

(ア) レッドまたはオレンジカテゴリーに該当する場合の工場立地の検討方法

不動産(仲介業者)への照会以外の実務的アプローチとしては、州または市の地方自治体が定める用途地域規制（ゾーニング規制）を確認し、産業立地が可能な区域を把握することやSPCBが発出している立地基準（Siting Criteria）を確認すること、または地方の工業開発公社に直接照会し、産業立地が可能な区画を特定することなどを検討することができる。

レッドまたはオレンジカテゴリーに該当する場合にも想定される手続自体は基本的に同一であり、関係 SPCB に対して CTE/CTO 取得申請を行う必要があるが、当局・工業団地運営者・貸主との手続において課題が発生することもあり、以下に例を示す。

- (1) 申請審査の過程において、汚染防止措置に対するより厳格な精査が行われる
- (2) 申請処理に時間を要する場合がある
- (3) 技術仕様、設計仕様その他の事項について、照会が頻繁に行われる
- (4) 指定された工業地域に立地していない場合には、当該用地の選定理由、周辺村落との距離、一般公衆に対する環境リスク等に関して、追加的な照会が行われる
- (5) 有害物質を取り扱うことを理由として、消防当局による承認に遅延が生じる
- (6) 工業団地の運営者または土地の貸主から、環境損害に関して厳格な補償条項 (Indemnity) を求められる
- (7) 製造拠点の設立を理由として、土地の貸主が賃貸を拒否する
- (8) 工業団地周辺の村落からの反対により、国家グリーン特別裁判所 (National Green Tribunal) 及び/または MoEFCC による追加的な立入検査や環境影響評価が実施され、その結果、製造活動が一時的に停止される

【2025 年分類に基づきレッドカテゴリー分類される産業の一覧】

- (1) 自動車製造 (統合型施設)
- (2) アスベスト及びアスベスト関連産業
- (3) 石炭を燃料とする AAC レンガ/ブロック製造
- (4) 非アルコール飲料製造 (排水発生量が 1 日 100 キロリットル以上の場合)
- (5) 鉛蓄電池製造 (超小規模における組立・充電工程を除く)
- (6) カーボンブラック製造
- (7) 工業用炭素 (電極、黒鉛ブロック、焼成ペットコークスを含む) 製造
- (8) 無機化学品の製造及び使用
- (9) セメント工場
- (10) 石炭/油焚き窯を用いるセラミックス、ガラス、陶器、タイル製造
- (11) 染料、染料中間体及び顔料製造
- (12) 合成洗剤及び石鹼 (排水量 100KLD 以上)
- (13) 蒸留酒及び発酵産業

- (14) 爆薬、雷管、導火線等の製造
- (15) 合成繊維製造
- (16) 肥料
- (17) 石炭または液体燃料を使用する接着剤及びゼラチン製造
- (18) 圧縮バイオガスまたは圧縮天然ガスプラント
- (19) 水素及び／またはアンモニアの単独製造
- (20) 使用済み酸、使用済み溶剤回収等を含む有害廃棄物前処理／処理施設
- (21) 乳製品及び乳加工
- (22) 鋳業
- (23) 金属及び冶金セクター
- (24) 圧延工場
- (25) 線材引抜及び金網製造
- (26) 有機化学品
- (27) 石油・ガス採掘（海上及び陸上掘削、CBM、シェールガス、集約施設等を含む）
- (28) 発電所
- (29) パルプ・製紙産業
- (30) 塗料製造
- (31) 農薬製造
- (32) 石油化学
- (33) 医薬品
- (34) 合成樹脂製造
- (35) 電子廃棄物リサイクル
- (36) 半導体製造
- (37) 繊維産業

6. ケーススタディ

【事例1】

日本企業がインドで製造拠点を設立する計画を立てているが、自社事業の汚染カテゴリーをまだ確認していない。土地を選定する前に汚染カテゴリーを確認する必要があるか。

【解説】

インドでは、連邦公害防止委員会（CPCB）が導入した汚染指数（Pollution Index: PI）制度に基づき、産業活動の環境負荷に応じて産業が分類されている。この分類制度は、環境許認可の運用、監督の強度、立入検査の頻度などに影響を与える重要な制度である。

州公害防止委員会（SPCB）はこの分類制度に基づき、環境同意の発給や監督を行うため、企業は事業計画の初期段階で自社事業がどのカテゴリーに該当する可能性があるかを把握する必要がある。

汚染指数制度では、産業活動の環境負荷を数値化し、0 から 100 までのスコアで評価する。スコアが高いほど環境負荷が高いことを意味する。

2025 年分類では以下の区分が採用されている。

汚染指数	カテゴリー
80 以上	レッド
55-80	オレンジ
25-55	グリーン
25 以下	ホワイト

汚染指数は主に以下の 3 つの要素に基づいて評価される。

- ・ 水質汚染ポテンシャル
- ・ 大気汚染ポテンシャル
- ・ 廃棄物発生及び管理状況

各項目の評価結果を合算して最終的なカテゴリーが決定される。各 SPCB が公表するカテゴリーリストと自社の計画の詳細（原材料、工程、製造過程で発生する中間体や廃棄物、排水等）を照らし合わせ、該当カテゴリーを判断することが可能である。CTE 申請時になって当局担当官の理解との乖離が生じないように、環境コンサルタントの起用や、当局への事前確認をしておくことで、スムーズに申請を進められる事がある。

【注意点】

企業は製造工程、原材料、排水・排ガス・廃棄物の特性を分析し、自社の汚染カテゴリーを早期に把握することが望ましい。これにより、立地選定の段階で不適切な用地を選択するリスクを回避できる。

【事例 2】

企業が工業地域の土地を取得し、環境クリアランスは不要であると考えている。工業地域に立地する場合、環境クリアランスは不要となるのか。

【解説】

工業地域として指定されていることは、その地域で産業活動が可能であることを示すに過ぎず、環境クリアランス（EC）の要否を決定するものではない。ECの要否は、環境影響評価（EIA）告示 2006 年に基づき、事業の種類及び規模に応じて判断される。

EIA 告示 2006 では、別表に掲げられた事業について、建設作業または土地整備を開始する前に EC を取得する必要があると定めている。

事業は以下の 2 つのカテゴリーに区分される。

Category A

MoEFCC が許可（EAC の勧告に基づく）

Category B

SEIAA が許可（SEAC の勧告に基づく）

SEIAA または SEAC が設置されていない場合、Category B 事業は Category A として扱われる。したがって、EC 取得義務は土地用途ではなく事業類型及び規模に基づいて判断される。

【注意点】

企業はプロジェクト設計段階で EIA Notification の対象事業かどうかを確認し、EC 取得が必要な場合には建設開始前に取得する必要がある。

【事例 3】

企業が CTE 取得前に工場建設を開始してしまった。環境許認可を取得する前に工場建設を開始することは認められるか。

【解説】

インドの環境法制度では、工場の設立及び操業に先立ち一定の許認可を取得する必要がある。実務上、環境許認可は通常、土地用途確認から始まり、必要に応じて環境クリアランス (EC) を取得し、その後 SPCB による同意制度に従って進められる。

この同意制度は主に 1974 年水質汚濁防止法及び 1981 年大気汚染防止法に基づいており、排水や排ガスを伴う可能性のある工場については、設立前に SPCB の同意を取得する必要がある。

インドで製造拠点を設立する場合、一般的に以下の順序で環境手続が進められる。

- 1 用地用途及び立地の確認
- 2 環境クリアランス (EC) (必要な場合)
- 3 SPCB からの CTE 取得
- 4 汚染防止設備の設置
- 5 操業前の CTO 取得

CTE の目的は、工場設計段階において環境保護措置が適切に組み込まれているかを確認することである。CTE 申請では、通常、レイアウト図、製造工程、用水量、排水量、汚染防止設備及び廃棄物管理計画などの情報が提出される。

【注意点】

CTE 取得前に建設を開始すると、当局から違反として扱われる可能性があり、許認可取得が遅延するリスクがある。そのため、企業は建設スケジュールを環境許認可の取得スケジュールと整合させる必要がある。

【事例 4】

レッドカテゴリー工場が排出監視装置の設置を求められている。監視装置の設置は義務か。

【解説】

インドでは、環境モニタリング義務は通常、SPCB が発行する環境同意（CTE または CTO）の条件として課される。これらの条件は水質汚濁防止法、大気汚染防止法及び環境保護法の枠組みに基づいて設定される。

産業施設には、排ガスまたは排水の環境基準への適合を確認するため、連続監視装置の設置が求められる場合がある。これらの装置は排出データをリアルタイムで当局へ送信し、規制当局が遠隔で環境基準への適合状況を確認できる仕組みとなっている。

このようなモニタリング義務は、水質汚濁防止法第 25 条及び大気汚染防止法第 21 条に基づく同意条件として課されることが多く、CPCB のサーバーにデータを送信することが求められる場合がある。

【注意点】

企業は監視装置の設置だけでなく、適切な保守、校正及びデータ管理を行う必要がある。監視装置の不具合やデータ欠損は、許認可条件違反と評価される可能性がある。

【事例 5】

製造工程で有害廃棄物が発生している。CTE 及び CTO 以外に追加の許認可が必要か。

【解説】

インドにおける環境コンプライアンスは排水・排ガス規制にとどまらず、廃棄物管理規制にも及ぶ。製造工程において規制対象となる廃棄物が発生する場合、環境保護法に基づく廃棄物管理規則に基づき追加の許可が必要となる場合がある。

詳細解説

主な規則として以下が挙げられる。

- ・ Hazardous and Other Wastes Rules 2016
- ・ E-Waste Management Rules 2022
- ・ Plastic Waste Management Rules 2016
- ・ Bio-Medical Waste Management Rules 2016

これらの規則は、廃棄物の保管、輸送、処分及び記録管理に関する義務を定めており、CTE及びCTOとは別途取得または遵守が必要となる。

【注意点】

企業は製造工程で発生する廃棄物の種類を事前に把握し、認可された処理業者を通じて適切に処理する必要がある。廃棄物管理規則への違反は、環境許認可に影響を及ぼす可能性がある。

【事例6】

企業がレッドカテゴリーに該当する製造工場の設立を検討し、デリー首都圏の工業団地に入居しようとした。しかし、団地運営者から、デリー首都圏ではレッドカテゴリー産業の操業は認められていないため計画を進めることができないと説明された。工業地域であっても、レッドカテゴリー産業が認められない場合があるのか。

【解説】

インドでは、土地用途が工業用途であることだけでは、特定の産業活動がその場所で操業できることを意味しない。環境当局は地域の環境政策に基づき、特定の産業カテゴリーの操業を制限することがある。

デリー首都圏の場合、デリー公害防止委員会(DPCC)は、レッドカテゴリーと一部の産業の操業を認めないとされているため、工業地域であってもレッドカテゴリー工場は必要な環境許認可を取得できない可能性が高い。

工業団地や産業団地の運営者は、入居企業が以下の環境許認可を取得できることを前提として入居を認める。

- ・ Consent to Establish (CTE)
- ・ Consent to Operate (CTO)

しかし、管轄当局がレッドカテゴリー産業の操業を認めていない場合、企業はこれらの許認可を取得することができない。そのため、団地運営者は実務上そのような企業の入居を認めないことが多い。

また、工業地域であっても環境規制違反があれば、当局による是正命令や閉鎖命令が出されることがある。

【注意点】

企業は用地選定の初期段階で、当該州または地域の環境当局が特定カテゴリーの産業を制限していないかを確認する必要がある。レッドカテゴリー産業の場合、操業が認められる州や産業クラスターを選定することが重要となる。

【事例 7】

レッドカテゴリーの製造工場を計画している企業が、共通排水処理施設(CETP)を備える工業団地を選定した。しかし、技術検討の結果、排水量や排水の性状が CETP の受入条件に適合しない可能性が判明し、団地運営者が入居を認めなかった。

なぜ CETP の受入可能性がレッドカテゴリープロジェクトの実現可否に影響するのか。

【解説】

多くの工業団地では、複数の工場から排出される排水を共同処理するため、共通排水処理施設 (CETP) が設置されている。個別工場の排水が CETP の処理能力や設計条件に適合しない場合、規制当局は排水処理の実現性に疑問を持つ可能性があり、その結果、CTE または CTO の取得が困難になる可能性がある。

SPCB は環境同意の条件として排水基準を設定する。工業団地が CETP を利用する場合、各工場の排水は CETP の受入条件や処理能力に適合している必要がある。もし排水量や排水の化学的特性が CETP の処理能力を超える場合、環境基準への適合が困難となる。そのため、団地運営者は当該企業の入居を認めないことがある。

【注意点】

用地選定の段階で以下を確認することが重要である。

- ・ CETP の設計能力及び現在の処理量
- ・ 排水受入基準 (inlet criteria)
- ・ 排水接続インフラの整備状況
- ・ 自社排水処理施設(ETP)など代替処理手段

CETP が存在すること自体が、排水受入を保証するわけではない点に注意する必要がある。

【別紙 1】 レッド及びオレンジカテゴリー産業が立地可能な主要州の工業団地例

以下は、レッド及びオレンジカテゴリーの産業が立地可能な主要州（ウッタル・プラデシュ州、ハリヤナ州、ラジャスタン州、グジャラート州、マハーラーシュトラ州、カルナータカ州、アンドラ・プラデシュ州、タミル・ナドゥ州）における工業団地の一覧である。

各州における適用条件は、申請の内容及び当該工業開発公社が提示する賃貸契約書の条件により異なる。

州	産業開発機構	工業地域
ウッタル・プラデシュ州	ウッタル・プラデシュ州工業開発公社	https://niveshmitra.up.nic.in/Documents/IndustrialParks.pdf https://niveshmitra.up.nic.in/InvAssis.aspx?ID=chk1st 2019年にウッタル・プラデシュ州公害管理委員会が発出した通達により、レッドまたはオレンジカテゴリーの産業は、同州工業開発公社が指定する工業地域内に立地しなければならないとされている。
ハリヤナ州	ハリヤナ州工業・インフラ開発公社	https://hsiidc.org.in/activities-and-services/infrastructure-development-industrial-estates ハリヤナ州政府は、日本企業との協力の下、統合型モデル・タウンシップ（Integrated Model Township）の開発を計画している（リンク： https://www.hindustantimes.com/cities/chandigarh-news/haryana-to-team-up-with-japan-to-develop-industrial-model-township-101760383045759.html#google_vignette ）
ラジャスタン州	ラジャスタン州工業開発投資公社	https://rising.rajasthan.gov.in/industrial-infrastructure https://riicoerp.industries.rajasthan.gov.in/VacantPlots https://riico.rajasthan.gov.in/DLA.aspx?menu_id=69
グジャラート州	グジャラート工業開発公社	https://www.gidb.org/industrial-parks-details-of-industrial-states
マハーラーシュトラ州	マハーラーシュトラ州産業開発公社	https://land.midcindia.org/Landbank/index?

カルナータカ州	カルナータカ州工業団地開発局	https://kiadb.karnataka.gov.in/en/documents/pdfs/kiadb-downloads/Zoning_of_Industrial_Areas.pdf https://kiadb.karnataka.gov.in/en/existing-industrial-areas
アンドラ・プラデシュ州	アンドラ・プラデシュ州産業インフラ公社	https://apiic.in/wp-content/themes/custom-theme/assets/uploads/Framework-for-earmarking-land-parcels-for-industries.pdf https://apiic.in/plug-and-play-infrastructure-policy/assets/images/List%20of%20IPs.pdf?utm_source=chatgpt.com https://apiic.in/
タミル・ナドゥ州	タミル・ナドゥ州産業振興公社	https://sipcotweb.tn.gov.in/ https://sipcotweb.tn.gov.in/industrial-parks

レッドカテゴリー及びオレンジカテゴリー産業の立地が可能な民間工業団地の例

州	民間工業団地
テランガナ州	Automotive Park, Toopran Industrial Park, Rakamcherla Industrial Park Jeedimetla
パンジャブ州	HMT Industrial Park Biotech Park Industrial Area
西ベンガル州	Sahachawk Industrial Park
グジャラート州	Payal Industrial Park
アンドラ・プラデシュ州	Sri City (レッドカテゴリー産業は許可されていない)
タミル・ナドゥ州	Origins by Mahindra

【参考】

インド国内の工業用地検索サイト「India Industrial Land Bank」

<https://indiaindustriallandbank.gov.in/exploreParks>

- ①地図を拡大し、調べたい工業団地をクローズアップ
- ②工業団地をクリックし、右側のバーで「More Info」をクリック
- ③別タブで表示される表の「Pollution Category allowed」から同工業団地が許容するカラー
カテゴリーが確認できる

注) リストの更新頻度が低く、最新情報ではない可能性があるため、詳細は工業団地開発公社、企業への確認が必要となる。

【別紙2】環境コンサルティングリスト

名称	リンク	日系企業関連案件実績
ERM	https://www.erm.com/about/locations/india/	あり 日本にもオフィスあり
MITCON Consultancy & Engineering Services Ltd. (EME Division)	https://www.mitconindia.com/enivronment-management-and-engineering-services/	
Aparajitha Corporate Services	https://aparajitha.com/	あり
Indus Enviro	https://www.indusenviro.com/	
GRC India	https://www.grc-india.com/	
Aditya Environmental Services Pvt Ltd	https://www.aespl.co.in/	
HECS – Hubert Enviro Care Systems	https://hecs.in/	あり
Pollucare Engineers India Pvt. Ltd.	https://pollucareindia.com/	あり
MECON Limited	https://www.meconlimited.co.in/consultancy.aspx	
Corpseed	https://www.corpseed.com/	あり